

議第99号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年 3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「6人」を「4人」に改める。

別表第5第1項第3号ウ中「屋外遊技場」を「屋外遊戯場」に改め、同表第2項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。